

災害時における保育施設の対応ガイドライン

1 目的

八女市内各保育施設（※1）において、大雨や台風などの自然災害発生時にも原則開所といたしておりましたが、園児や保育従事者等の生命と身体の安全を守るために、緊急を要する判断が必要になることから市内各保育施設の所在する地区に避難情報が発令された場合の対応について、ガイドラインを定めます。

2 住民がとるべき行動

発令される警戒レベル（※2）ごとに、市民がとるべき行動が示されています。乳幼児とその支援者は『「警戒レベル3」高齢者等避難』が発令された時点で避難行動をとるべきとされています。

警戒レベル	災害状況及び住民がとるべき行動	市からの避難情報等 (新たな避難情報等)
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であるため、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保
<警戒レベル4までに必ず避難>		
警戒レベル4	人的被害の発生する危険性が（非常に）高いため、避難行動をとる。	避難指示
警戒レベル3	人的被害の発生する可能性が高いため、要配慮者（乳幼児等）とその支援者は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル1	災害の心構えを高める。	

※1 このガイドラインでの保育施設とは、八女市内の保育所、認定こども園の保育部分（0～2歳児）、小規模保育施設のことを表します。

※2 警戒レベル1・2は気象庁が、警戒レベル3から5は市が発表（発令）します。

3 保育所等の対応

2の「住民がとるべき行動」を踏まえ、警戒レベル（避難情報等）が発令された場合及び発令が解除された場合の保育施設の対応を次のとおりとします。

なお、警戒レベル（避難情報等）が発令又は解除された場合の対象は、発令対象地区のある小学校区内に所在する全ての保育施設とします。

ただし、八女市は広域であり施設の立地条件等が様々であることから、危険が予測される場合等は、次の表によらず各施設長の判断により休園等の措置がとれるものとします。

(1) 避難情報等発令時の対応

時 点	警戒レベル（避難情報等）	保育所等の対応
開園時刻までに 発令または発令中		終日休園とし、保護者へ休園の連絡をする。
開園時間中に発令	警戒レベル5 (緊急安全確保)	【安全確保】 原則、あらかじめ保護者に周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。
	警戒レベル4 (避難指示)	ただし、他の避難場所又は園内の方が安全と判断した場合はその場所に避難させる。
	警戒レベル3 (高齢者等避難)	【保護者への連絡】 保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするよう努める。

(2) 避難情報等解除後の対応

時 点	保育所等の対応
午前6時までに解除	開園（開園時間及び給食の有無は園の判断とし、通常と異なる場合は保護者へ連絡する。）
午前6時から開園時間までに解除	原則開園（状況により休園。開園時間及び給食の有無は園の判断とし、通常と異なる場合は保護者へ連絡する。）
保育時間中に避難情報が 発令され保育時間中に解除	災害の状況に応じた対応をしつつ保育を継続し、必要に応じて保護者へ「施設等の状況」を連絡する。

4 保護者への周知

- ・市は、ホームページや施設を通して本ガイドラインの周知を行います。
- ・保育施設は、園だよりやメール配信等で適時の保護者周知に努め、通常と異なる状況が発生する場合は速やかに保護者へ連絡するよう努めます。
- ・保育施設は、緊急時の避難場所や避難経路、園児の引渡し方法等を定めておき、あらかじめ保護者への周知を図るものとします。